

(目的)

第1条 [この要綱](#)は、町内において大学等の設置等をする学校法人等に対して補助金を交付することにより、大学等の誘致を推進し、もって教育、文化、スポーツの振興と、若年層の人口増加を図り、町の賑わい創出と活力ある地域社会の建設に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 [この要綱](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 学校法人等 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に定める学校法人、同法第64条第4項に規定する者のうち、専修学校の設置を目的とする法人をいう。
- (2) 大学等 学校法人等が設立する学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、短期大学、高等専門学校、高等学校及び専門課程を置く専修学校をいう。
- (3) 学部、学科等 大学の学部及び学科、短期大学、高等専門学校、高等学校の学科、専門課程を置く専修学校の教育上の基本となる組織及び教育上の基本となる組織に置かれる学科をいう。
- (4) 校舎等 校舎、体育館、運動場等、学校法人等が直接教育の用に供する施設をいう。
- (5) 学生等 当該大学等に在籍する学生及び生徒をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる学校法人等(以下「補助対象者」という。)は、[次の各号](#)のいずれかに掲げる学校法人等で、町長が認める者とする。

- (1) 大学等の新設や、学部、学科等の新設、町外の既設大学等の全部又は一部の学部、学科等の移転に伴い、町内に校舎等を設置する学校法人等
- (2) 学生等のための寄宿舎等、本町の定住人口の増加に資する施設のうち、町長が認める施設(以下「寄宿舎等」という。)を校舎等の附属施設として町内に設置する学校法人等

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、[前条第1号](#)の場合は大学等の開設後、最初の5月1日時点での当該学部、学科等の在籍者数、[同条第2号](#)の場合は寄宿舎等の開設後、最初の5月1日時点での当該施設での居住者数に40万円を乗じた額とする。ただし、[前条第1号](#)のうち、大学等の新設や学部、学科等の新設の場合においては、大学等の就業年限分を継続して交付するものとし、継続分については5月1日時点の学生等数から、過年度に対象とした学生等数を控除した数を乗じて得た額とする。

- 2 補助金の額は、校舎等の設置に際し取得した土地、建物の取得費のうち、[本要綱](#)の施行日から大学等の開設をした日の属する年度の前年度までに要した取得費の10分の1以内の額とし、同一の補助対象者に対し2億円を上限とする。
- 3 単年度の補助金の額が5,000万円を超える場合は、交付を決定した年度から起算して3年を限度に分割して交付することができる。この場合において、各年度における分割の割合は、町長が定める。

(事業計画書)

第5条 補助金の交付を申請しようとする学校法人等は、大学等を開設する日が属する年度の前々年度末までに津幡町私立大学等誘致推進補助金事業計画書([様式第1号](#))に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 大学等の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎等の配置図及び平面図
- (2) 学校法人等の登記事項証明書
- (3) 学校法人等の寄附行為
- (4) 事業の工程表
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の申請)

第6条 [前条](#)の事業計画書を提出した学校法人等が、補助金の交付を受けようとするときは、大学等の開設等をした日から3月以内に、津幡町私立大学等誘致推進補助金交付申請兼実績報告書([様式第2号](#))に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実績書([様式第1号](#))
- (2) 建築確認申請に係る検査済証の写し
- (3) 事業の実施に当たり、所轄庁の認可が必要とされている場合にあっては、当該認可の通知書の写し
- (4) 不動産の取得に要した経費が分かる書類
- (5) 対象となる学生等数を証する書類
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付の適否及び額を決定する。

- 2 町長は、[前項](#)の規定により補助金の交付を決定したときは、津幡町私立大学等誘致推進補助金交付決定兼確定通知書([様式第3号](#))により、不交付を決定したときは、津幡町私立大学等誘致推進補助金不交付決定通知書([様式第4号](#))により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 [前条](#)の規定による交付決定を受けた学校法人等は、津幡町私立大学等誘致推進補助金請求書([様式第5号](#))を提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付の決定を受けた学校法人等が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付の決定の内容に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 町長は、[前条](#)の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限等)

第11条 補助金の交付を受けた学校法人等は、当該補助金の対象となった校舎等の設置に際し取得した不動産については、町長の承認を受けないでその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、当該補助金の全部に相当する金額を町に納入した場合並びに当該補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が認める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 町長は、[前項本文](#)に規定する不動産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に返還させることがある。

(状況報告等)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた学校法人等に対し、必要に応じ、大学等の開設等の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(雑則)

第13条 [この要綱](#)に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 [この要綱](#)は、平成30年4月1日から施行する。

2 [この要綱](#)は、平成40年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付の申請をした学校法人等については、なお従前の例による。

[様式第1号\(第5条、第6条関係\)](#)

（宛先）津幡町長

申請者 所在地
名 称
代表者 印

事業計画書（事業実績書）

1 大学等を設置する学校法人等（設置者）

設置者の名称	
代表者の職・氏名	
大学等本部の位置	〒

2 補助事業の対象となる大学等

大学等の名称	
所在地	〒

（注）本事業の対象施設となる町内に設置する大学等について記載する。

3 事業の目的の区分及び大学等の設置認可申請等手続の状況

(1) 大学等の区分（該当の記号を○で囲む。）

ア： 大学 イ：短期大学 ウ：高等専門学校 エ：高等学校 オ：専門課程を置く専修学校
--

(2) 目的区分（該当の記号を○で囲む。）

ア：大学等の全部又は一部の新設 イ：大学等の全部又は一部の移転 ウ：寄宿舍等の設置

(3)大学等設置認可申請等手続の状況

項目	記入欄
認可申請・届出の（予定）年月日	年 月 日
認可の（予定）年月日	年 月 日

4 設置される学部、学科等の概要

学部の名称	学科の名称	修業年限	在籍（予定）者数	収容定員
		年	人	人

（注）目的区分の別により「学部の名称」等の欄の名称を適宜変更すること。

5 施設整備事業計画

工事着工予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日

6 校舎等その他の建物の概要

建物区分	建物床面積	構造	用途	備考
	m ²			

(注)

- 1 本事業の対象施設となる町内に設置する大学等敷地内の建物について記載すること。
- 2 「建物区分」の欄には、校舎、体育館及び附属施設等の建物について、本館、1号館等の区分により記入すること。
- 3 「構造」の欄には、木造2階建、鉄筋コンクリート造3階建等その建物の構造を記入すること。
- 4 「用途」の欄には、講義室、実験・実習室、研究室等、当該建物の主要な用途を記入すること。

7 収支予算書（収支決算書）

(1) 収入の部

区分	予算額	決算額	備考
自己資金	円	円	
計			

(注) 不動産の取得にかかる分のみ記入すること。

(2) 支出の部

土地・建物の別	建物区分	予算額	決算額	備考
		円	円	
計				

(注)

- 1 不動産の取得にかかる分のみ記入すること。
- 2 建物の場合は「6 校舎等その他の建物の概要」で記載した建物区分ごとに記載のこと。

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 所在地
名 称 印
代表者名

津幡町私立大学等誘致推進補助金交付申請兼実績報告書

津幡町私立大学等誘致推進補助金の交付を受けたいので、津幡町私立大学等誘致推進補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 大学等の名称
- 2 交付申請額
- 3 交付申請額の算出基礎

開設後、最初の5月1日時点での在籍学生等数	人(a)
(a) × 40万円	万円(b)
不動産の取得費 × 1 / 10	万円(c)
補助金上限額（2億円）－既交付補助金額	万円(d)
交付申請額(e) = (d) ≤ (c) ≤ (b)	万円(e)

- 4 添付書類
 - (1) 事業実績書（様式第1号）
 - (2) 建築確認申請に係る検査済証の写し
 - (3) 事業の実施にあたり、所轄庁の認可が必要とされている場合にあっては、当該認可の通知書の写し
 - (4) 不動産の取得に要した経費がわかる書類
 - (5) 対象となる学生等数を証する書類
 - (6) その他町長が必要と認める書類

年 月 日

様

津幡町長

津幡町私立大学等誘致推進補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町私立大学等誘致推進補助金については、下記のとおり交付することに決定したので津幡町私立大学等誘致推進補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交 付 決 定 額	金 円
備 考	

交付の条件

- (1) 補助金の交付の決定を受けた学校法人等が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときその他補助金の交付の決定の内容に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 当該補助金の対象となった校舎等の設置に際し取得した不動産については、町長の承認を受けないでその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、当該補助金の全部に相当する金額を町に納入した場合並びに当該補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が認める期間を経過した場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

年 月 日

様

津幡町長

津幡町私立大学等誘致推進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町私立大学等誘致推進補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので津幡町私立大学等誘致推進補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

不交付の理由	
備考	

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 所在地
名 称 印
代表者名

津幡町私立大学等誘致推進補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付の決定及び額の確定通知があった津幡町私立大学等誘致推進補助金について、津幡町私立大学等誘致推進補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

内 訳 交付請求額 円
交付決定額 円

振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支 店 名	本・支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
名 義 人	ふりがな		
	氏 名		